

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 令和2年1月7日午後4時00分

2、開会の場所 役場庁舎6階審議会室

3、出席した委員は次のとおりです。

1番 竹内 清	2番 井澤 茂治
4番 山本 功	5番 中井 利治
6番 森島 隆詞	7番 森本 豊
9番 浅田 清隆	10番 松尾 純一
11番 井上 和也	12番 草嶋 邦子
13番 岩井 三郎	14番 太田 廣之

4、欠席した委員は次のとおりです。

3番 宇井 忠朗	8番 上西 敏夫
----------	----------

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

尾崎 庄平	中川 茂成
杉島 勝久	

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

久保田博司	米澤 貞幸
-------	-------

事務局 上村 篤司

7、議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請（知事権限）に係る意見について
議案第3号	令和元年度農用地利用集積計画（第8次）の決定について
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号	農地法第4条の規定による届出の受理について（専決処理について）
報告第3号	農地法第5条の規定による届出の受理について（専決処理について）
報告第4号	2アール未満の農業用施設用地にかかる転用計画書の届け出

8、署名委員

11番 井上 和也	12番 草嶋 邦子
-----------	-----------

9、閉会の日時 令和2年1月7日午後4時55分

審議の経過

議長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和2年第1回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は14名中12名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。

また、農地利用最適化推進委員さんにおいては、5名中3名の方にご出席をいただいております。

それでは、改めまして、新年明けましておめでとうございます。

平素は、農業委員会に大変ご尽力をいただきましてありがとうございます。令和2年、年初に当たりまして、これからの農業行政、大変厳しいと思っております。

先日の農協総会でもお話がありましたが、10年先には京都府の農家人口は2分の1に半減するというような報告でございました。それで、農家の平均年齢は3歳ほど上がると、高齢化がまだ進むということで、農地の維持等が大変厳しくなると思います。北部は進んでますが、南部では圃場整備があまり進んでいませんので、これから我々がリタイアしますと、次の引き受け手がないような形で、私の地区の僧坊でも、5年先になったら、我々がリタイアした後、どのように維持管理していくのかと本当に深刻な状況でございます。私も下粕水利組合の組合長もさせていただいておりますが、これから水の管理、河川の管理もまだまだ厳しくなるのかなと思っております。

この様な状況ではございますが、また今年度役員改選等々もございまして、委員の皆様にはますますご苦勞をおかけしますが、何卒ご尽力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、令和2年の新春をすがすがしくお迎えになられたこととお喜び申し上げます。

本日の署名委員は、11番、井上和也委員、12番、草嶋邦子委員のお二人にお願いします。

それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

朗読。

場所につきましては、次ページをごらんいただきたいと思います。2ページでございます。

北ノ堂地区の東に位置するところでございます。

本件の譲り受け人につきましては、配偶者と一緒に経営農地の全てを耕作されており、農機具の所有状況、農作業従事日数につきましても要件を満たしておられます。また、耕作によりまして、周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 どうもありがとうございました。

それでは、地区担当委員の松尾委員さんに、現地確認を行っておられますので、補足説明を願います。

松 尾 10番の松尾です。ただいま事務局より提案説明のありましたとおり、12月20日、事務局の上村局長と申請のありました現地を確認しました。

現地は農地として十分に管理され、耕作されている状況でありました。また、今後も営農継続が見込まれますので、地元農業委員として、何ら問題ないものと考えます。どうぞご審議くださいますようお願いいたします。以上です。

議 長 どうもありがとうございました。

それでは、議案について審議をお願いいたします。

何かご質問等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者全員)

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第1号、許可することに決定いたします。

議 長 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。

3ページをお開きいただきたいと思います。1番でございます。

朗読。

場所につきましては、次のページ、4ページをごらんいただきたいと思います。精華町役場の南側に位置するところでございます。

続きまして、3ページに戻っていただきまして、2番でございます。

朗読。

場所については、5ページをお開きいただきたいと思います。精華町役場の北側に位置するところでございます。

本件の立地基準につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、市街地の区域または市街化の傾向が著しい区域に近接する区域で、住宅施設が連担している区域で第3種農地と判断されます。また、一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実

であり、周辺農地への営農への支障がないことで要件を満たしております。

したがって、農地法第4条第6項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。

議案第2号は、地区担当委員の井澤委員さんが現地確認を行っておられますので、補足説明を願います。

井澤 2番、井澤です。ただいま事務局より提案説明のありましたとおり、12月20日、事務局、上村局長と申請のありました現地を確認しました。

現地は農地として十分に管理されている状況でありました。地区担当委員としては、1番については、周囲は道路、住宅及び駐車場であり、排水計画も十分に転用されても何ら問題ないと。また、2番についても、毎年この時期の転用であり、問題はないと考えます。よろしくご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案について審議をお願いいたします。

何かご異議、ご質問等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。

(賛成者全員)

議長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第2号、許可相当の意見をつけて知事に進達することと決定いたしました。

議長 議案第3号、令和元年度農用地利用集積計画（第8次）の決定についてを議題とします。それでは、議案第3号について、事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは、議案第3号、令和元年度農用地利用集積計画（第8次）の決定についてでございます。6ページをお開きいただきたいと思います。

朗読。

場所でございますが、10ページをごらんいただきたいと思います。旧乾谷の交番の南側に位置するところでございます。

7ページに戻っていただきまして、2番でございます。

朗読。

場所については、12ページをごらんいただきたいと思います。菱田地区の北側に位置するところでございます。

続きまして、7ページにまた戻っていただきまして、3番でございます。

朗読。

場所については、14ページをごらんいただきたいと思います。乾谷の旧山田荘小学校の南西に位置するところでございます。

続きまして、8ページ、また戻っていただきまして、4番でございます。

朗読。

場所については、16ページをごらんいただきたいと思います。京都府下水道施設の南側に位置するところです。

続きまして、また8ページに戻っていただきまして、5番でございます。

朗読。

場所については、18ページをご覧ください。柘榴新配水池の南側に位置するところです。

続きまして、8ページにまた戻っていただきまして、6番でございます。

朗読。

場所につきましては、20ページをご覧ください。西北地区の北側に位置するところがございます。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。以上です。

議長 どうもありがとうございました。

それでは、議案第3号の6番について、地区担当委員の森本委員さんより補足説明がありますので、お願いいたします。

森本 7番、森本です。ただいま事務局より提案説明のありました6番でございますが、利用権の設定を受ける永井氏は、現在、西北地区、空き家に住まわれてことし5月で3年になります。地元の取り組みにも積極的に参加をされ、現在、野菜を中心に2,000㎡を超える作付をされておられます。今後も耕作を続けていくとのことから、順次借りている土地を利用集積計画に基づくものに変えていこうとの話の中、今回の分が提出されました。地元農業委員といたしましても、何ら問題ないものと考えますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、本件の議案について審議をお願いいたします。

何かご質問等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは、議案第3号の計画決定に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者全員)

議長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第3号の計画は決定いたしました。

議長 次に、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご報告いたします。事務局より報告願います。

事務局 21ページをお開きいただきたいと思います。報告第1号でございます。農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。

朗読。

場所につきましては、次ページの22ページをごらんいただきたいと思います。京都廣学館高校の北側に位置するところでございます。以上です。

議長 どうもありがとうございました。

何かこの点につきまして、ご質問等ございませんか。

補足でございますが、この一画、敷島住宅の宅地開発で、これが年末から造成に入っています。計画では、34戸の住宅ということです。この土地はこの造成地内です。

それでは、ご質問ございませんか。

(なし)

議長 なければ、報告第1号を終わります。

議長 報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届け出の受理について報告します。事務局より報告願います。

事務局 それでは、報告第2号でございます。23ページをお開きいただきたいと思います。農地法第4条第1項第7号の規定による届け出についてでございます。

朗読。

続きまして、2番のほうをいきたいと思えます。

朗読。

場所につきましては、次ページをごらんいただきたいと思います。先ほど太田会長のからもありましたように、敷島の開発地域内にありまして、廣学館の北側に位置するところがございます。

議長 どうもありがとうございました。

専決処理しました件でございますが、何か質問等ございませんか。

(な し)

議長 それでは、報告第2号を終わります。

議長 次に、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届け出の受理について報告します。

事務局より報告願います。

事務局 それでは、報告第3号でございます。25ページをお開きいただきたいと思います。農地法第5条第1項第6号の規定による届け出についてでございます。1番から10番まで、まず、25ページ、26ページ、27ページ、28ページですね、この分につきまして、まず、ざっと説明をさせていただきます、場所に入っていきたいと思います。これが全て敷島の申請地になってございます。

朗読。

これらの全て場所につきましてですが、30ページをお開きいただきたいと思います。

先ほどから出てきております廣学館の北側、敷島住宅の開発地内、一応開発地のところに各1番から10番にありました番地につきまして、全ての番地をここに落としております。

個々に地図を作成しますと全体図がわかりにくくなりますので、1枚の図に全ての番号を落とした形で地図を作成させていただいております。以上です。

続きまして、28ページに戻っていただきまして、11、12、13番も続きまして報告をさせていただきます。

11番です。

朗読。

場所につきましては、31ページをごらんいただきたいと思います。京阪の開発区域に隣接しており、今池の南側に位置するところでございます。

29ページに戻っていただきまして、12番でございます。

朗読。

場所につきましては、32ページをごらんいただきたいと思います。農免道路春日橋の南側に位置するところでございます。

29ページに戻っていただきまして、13番でございます。

朗読。

場所につきましては、33ページをお開きいただきたいと思います。京奈和自動車道東側、下狛インターの南側に位置するところでございます。以上です。

議長 ありがとうございます。

専決処理しました件でございますが、何かご質問等ございませんか。

(な し)

議長 なければ、報告第3号を終わります。

議長 次に、報告第4号、2アール未満の農業施設用地に係る転用計画書の届け出の受理についてを報告します。
事務局より報告をお願いします。

事務局 34ページをお開きをいただきたいと思います。報告第4号でございます。2アール未満の農業用施設用地に係る転用計画の届け出についてでございます。

朗読。

次のページ、35ページをお開きいただきたいと思います。旧山田荘小学校の南西に位置するところで、先ほどの30年の利用集積の契約をしたところでございます。この斜線の部分が今回180㎡ほどの作業所を建てるという申請の場所になってございます。

転用面積ですが、181㎡のうち、建設される面積が54㎡ということで、余分に転用されるのではないかという懸念もありましたが土地の形状等から検討しても何ら問題ないということで届け出を受理いたしております。以上です。

議長 ありがとうございました。
専決処理しました件ですが、何か質問等ございませんか。

(なし)

議長 なければ、報告第4号を終わります。
議案書につきましては、以上でございます。

<その他>

議長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。
2月5日水曜日、13時30分からの開催としたいと思いますが、皆さんのご都合はいかがでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは、次回の総会を2月5日水曜日、13時30分からと決定いたします。後日、文書で通知いたします。

これをもって本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。

委員の皆さん、長時間にわたり慎重な審議をいただき、また、議事進行にご協力を賜りありがとうございました。

これをもちまして総会を閉会させていただきます。

時に午後4時55分